

平成 23 年度第 6 回板橋区資源環境審議会
清掃・リサイクル部会議事録

平成 23 年 11 月 22 日（火）

板橋区資源環境部清掃リサイクル課

日時：平成 23 年 11 月 22 日（火） 14:00～16:00

場所：板橋区立グリーンホール 1 階ホール

出席者：石垣部会長、坂本委員、須藤委員、中尾委員、皆川委員、立石委員、手島委員、
小泉委員、鈴木委員、内田委員、内野委員
大迫資源環境部長、井上清掃リサイクル課長、河野板橋東清掃事務所長、木曾板橋西清
掃事務所長、佐藤エコポリスセンター所長

1. 開会

井上清掃リサイクル課長：

それでは定刻になりましたので第 6 回清掃・リサイクル部会を開会いたします。

本日は 3 名の方が欠席ということと、遅れる方も 1 名いらっしゃるようですが始めさせていただきます。

本日、委員の皆さまにはご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。清掃・リサイクル部会は今回が最後になりますが、今までと同様、忌憚のないご意見、活発なご議論をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日、資源環境部長がどうしてもほかの会議に出なくてはいけないので、途中で退席いたしますのでよろしくお願いいたします。

まずは資料の確認をお願いいたします。お手元に議事次第がございます。2 番目に座席表を配付させていただきました。3 番目に、既に郵送させていただきましたけれども、資料として板橋区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）素案があります。

4 番目として、参考資料、他区の雑がみの排出方法でございます。それから、資料の 39 ページについては、誠に申し訳ありませんが差し替えさせていただきます。図の説明が不十分だったため、注釈を加えております。なお、裏面に 1 日 1 人あたりごみ・資源排出量及び持込ごみ量の将来推計について補足説明をさせていただいております。以上でございます。お手元に足りない資料がありましたら事務局の職員にお申し出ください。

2. 前回議事録の確認

井上清掃リサイクル課長：

続きまして、前回の議事録について確認いたします。先日資料と一緒に送りました議事録について、修正等がある場合、12 月 2 日金曜日までに事務局にご連絡いただきたいと思います。

それでは石垣部会長、審議の進行をお願いいたします。

3. 議事

石垣部会長：

みなさんこんにちは。この清掃・リサイクル部会も第6回ということで、第1回の際には、最初に、節電の影響で暑いですねとかクールビズの話をしたと思うのですが、すっかり冬の装いというか非常に寒くなってまいりました。年度内を目処に一般廃棄物処理基本計画の見直し、第3次計画策定ということで、数多くの部会を重ねてたくさんの審議をしていただきました。今日は、第5回の骨子案を精査していただいて、この素案という形でまとめが出来上がってきております。

データの追記であるとか、内容の精査ということもしていただいているということですので、概ね、今回で基本計画の全体像というのはこれで理解できるのではないかとということです。もちろん、引き続き忌憚のない意見をいただきたいのと同時に、ぜひまとまる方向で皆さまのお知恵をお借りできればと思います。

それではこの素案につきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

井上清掃リサイクル課長：

それではお手元の板橋区一般廃棄物処理基本計画（第3次）素案についてご説明いたします。まず、ページをおめくりいただきますと、これまでと同様、目次が記載されております。さらにもう1ページめくっていただきますと、4ページ目に計画策定の趣旨ということで、1として計画改定の背景と目的が記載されておりますが、これについてはこれまでも何度か説明させていただいておりますので、ここでは省略させていただきます。

続きましてもう1ページおめくりいただきたいと思っております。5ページになります。計画の枠組みとして、(1)対象廃棄物ということで、これも前回初めて提示させていただきましたのでご説明いたしましたけれども、計画の対象とする廃棄物は図1-1に書いてあります。いわゆる一般廃棄物とあわせ産廃ということで、一般廃棄物については大きく分けるとごみと生活排水に分かれて、ごみというのがいわゆる家庭ごみと事業系ごみに分かれますよということでございます。

今回の計画の対象地域は、当然ながら、前回もご説明しましたように板橋区全域とさせていただきます。計画の対象となる主体が、(3)に記載がありますが、区民、事業者及び区とさせていただきます。

6ページの計画の位置づけでございます。この記載もほぼ前回の骨子案と変わりありませんが、文章として加えたのが、まず、3計画の位置づけとして、本計画はということで2行書いて、その下にまたとありますが、さらに下になおと書いてあります。なお、本計画は第2次計画に続く第3次計画になりますということで、ここで明確に第3次計画ということで記載させていただきました。法体系や計画の位置づけは、図1-2に示したとおりでございます。

続きまして、7ページでございます。計画期間は、これも大事なところですから確認させていただきますが、図1-3にありますように、平成24年度から平成33年度ということで、中間目標年次が第2次の終了年次である平成27年度ということにさせていただきます。

続きまして、8ページから板橋区の概要という記載がありますが、これについては前回とほぼ同様でございますので、しばらくページをめくっていただきまして13ページをご覧いただきたい

と思います。13 ページに区の宣言・関連計画ということで、これについて記載がありませんでしたので、板橋区の環境行政もしくは板橋区としてどういう方向に向かっていくのかというところをここで改めて記載させていただきました。

まず（１）として「エコポリス板橋」環境都市宣言ということで、これにつきましては、環境都市宣言は、真に快適な環境を創造するために、人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指し、平成５年４月に出された宣言ということです。平成５年ですから、十数年たっておるわけでございます。そろそろ２０年になろうかなというところです。

一部抜粋です。枠で囲ってありますけれども、１～３番までありますが、１としては、私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します。２として、私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします。３として、私たちは みどりや水 空気を大切に守り 様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めますということです。

（２）としては板橋区基本計画、（３）として板橋区環境基本計画ということで、このような形での関連計画が策定されているということでございます。

ちなみに、（３）の板橋区環境基本計画については、平成 21 年 3 月に策定されておまして、記載にもありますが、計画期間は平成 21 年度から 27 年度までの 7 年間となっています。計画では板橋区の将来の姿として 5 つの望ましい環境像を示し、その中の一つを循環型社会を実現するまちとしています。ここら辺が一般廃棄物処理基本計画と関連するところでございます。

また、平成 27 年度までの短期目標の中に、ごみの発生抑制・リサイクルの数値目標を掲げていますということで、表 2-10 に出ております。ここに出ている数値につきましては、今回ご議論いただいております一般廃棄物処理計画の数値と関連しているものでございます。リサイクル率 25%以上、特にここら辺は同じ数字になっております。

続きまして、14 ページから、板橋区の一般廃棄物処理の現状ということで記載があります。まず、ごみ処理事業の沿革から始まりまして、ずっとここら辺については前回と重複しますので、24 ページまで省略させていただきます。

25 ページをご覧くださいと思います。（１）ごみ減量の取り組み、１）リサイクルプラザ、２）としてコンポスト容器の助成等について書いてありますが、（２）に普及啓発のための事業として板橋区エコポリスセンターの記載がございます。それについては、今回、エコポリスセンターの活動の特徴的な部分、自主的な活動の支援だとか、ごみ減量に関する具体的な取り組みを書き込ませていただきました。具体的に読み上げますと、まず、エコポリスセンターはというこの 3 行の部分は前回と同じでございますが、その下の段に環境について「知る」→「考える」→「行動する」という自然なステップアップが図れるよう展示施設や事業が組み立てられており、区民や団体等の自主的な活動を支援する役割を担っていますということで、自主的な活動ということが一つのポイントとっております。

また、3R に関しては、誰でも参加できるリサイクルの実践学習講座リサイクルワークショップやフリーマーケットの開催等により、普及啓発を行っていますということで、4 行ほど、さらにエコポリスセンターの具体的な内容について追加させていただきました。

続きまして、26 ページからはごみ・リサイクルハンドブックの作成等ございますが、それにつ

いては記載のとおりでございますので省略させていただきます。

少し前に進みます。29 ページをご覧くださいませでしょうか。29 ページに事業経費というのがございます。これにつきまして、表 3-22 に平成 19 年度に経費が跳ね上っておりますが、そのことについてご質問も受けましたので、改めて回答といたしますか、説明させていただきます。この部分は、平成 19 年度からペットボトルの集積所回収を開始しましたが、これが大きな要因と考えられております。ペットボトルの集積所回収をやるということは、それに対する経費が必要になるということですが、20 年度にまた落ちます。これについては、平成 20 年度はサーマルリサイクルを開始して不燃ごみが減ったということと、そのために、三園中継所を廃止しました。そうすると、その運営経費が抑えられますので、平成 19 年度に経費が減少したのではないかというふうに事務局として分析させていただきました。19 年度にペットボトルを開始して経費が一回増加したんですけれども、20 年度にサーマルリサイクルをやって不燃ごみが減少して、かつ、三園中継所が廃止されたので運用経費等がかからなかったというような分析でございます。

続きまして、30 ページ、第 4 章計画改定に向けた課題というところで、ここら辺については枠で囲ってあります基本理念、2 つの達成目標、6 つの基本方針についてはこれまで触れておりますので特にご説明いたしませんか、今後数字的に課題になってきますのが、表 4-1 にあります。これも何度も出てきていますけれども、あらためて確認しますと、第 2 次計画における数値目標が 16 年度比で総排出量の削減率が 2% ということで、区民 1 人あたり 1 日 29 g の減量です。ごみ減量率が 10% で、区民 1 人あたり 1 日 91 g の減量が必要ということで、リサイクル率が 25% ということで。これは何度も出てきている数字ですが、一応押さえさせていただきます。

続きまして、31 ページをご覧くださいませと思います。まず、31 ページの (2) 数値目標の達成状況ということで、(2) のところに表 4-2 というのがあります。第 2 次計画における数値目標の達成状況というところで、これについては既にお気づきのことと思いますけれども、この表が平成 16 年度から 22 年度まで記載しておりますけれども、従来は 21 年度までで 22 年度の新しいデータを記載しましたので、この部分が新規追加になっております。したがって、(2) の文章上の表記が平成 22 年度との比較になってきますので、少し修正しております。まず、表 4-2 のとおりということで、ごみ総排出量はという、この 2 段の表現はこのまま変わらないんですけれども、その下のまた、ごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、持込ごみ）の削減率についても、平成 22 年度には 10.8% となり、目標に到達しましたということで、前は 21 年度ベースだとまだ 10% にいってなかったのですが、ここで 10% を越えたということでございます。

また、さらにその下の下の段にしたがってという表記があります。したがって、総排出量及びごみ量については、今後新たな目標を設定する必要があります。他方、リサイクル率は微増傾向でまだ目標には到達していません。平成 27 年度までを見据えた場合、16 年度から 22 年度の間の上昇が 0.6 ポイントにとどまっており、このままでは目標達成が困難と考えられますということで、この (2) の部分については、22 年度のデータを基に文章等に手を入れさせていただきました。

続きまして、その下の主要課題の進捗状況につきましては、前回と相違ありませんので省略させていただきます。

続きまして 33 ページをご覧ください。33 ページに、(4) 各計画項目の取り組み状況というこ

とで、図で示してあります。ここら辺も何度かご覧いただいておりますけれども、第2次計画の大きな計画の中に7つの具体的な計画が示されております。普及啓発計画から始まって右回りに再利用促進、処理処分、区の率先行動、運営管理、収集運搬、発生抑制計画ということで、これらの計画が具体的に作成されているということでございます。内容については、例えば普及啓発計画については、普及啓発に関する各施策は、清掃担当部署を始め関係部署と連携して、概ね実施されています。しかし、区民へのアンケート調査では、こうした活動（施策）の認知度が必ずしも高くない傾向が伺えます。引き続き効果的な普及啓発方法を検討し、区民・事業者と連携の下、認知度を高め行動に結びつけていくことが必要ですということで、これについても前回触れておりますので、以下、区の率先行動計画までは記載のとおりでございます。

続きまして35ページをご覧いただきたいと思っております。35ページの部分については、今後の計画改定に向けた課題ということで、これも何度か出ておりますけれども、重要な部分でございますので確認させていただきますと、まず、3つの課題として1つ目が廃プラスチックの取り扱いでございます。2番目として家庭ごみ有料化に向けた取り組みでございます。3番目として新たなごみ減量施策の検討・推進ということで、この3つを計画改定に向けた課題として位置づけさせていただきました。以下、また具体的な記載がありますので、その都度説明させていただきます。

続きまして37ページをご覧いただきたいと思っております。37ページには、5章として章立てさせていただきました。ごみ処理基本計画として1計画の基本理念と枠組みとして、数値目標と将来人口予測がございますが、前回の骨子案は板橋区の基本計画のフレームを使っていましたけれども、今回は最新のいたばしNo.1実現プラン2015のフレームを用いておりますので、若干人口に変動があります。具体的に見ますと、平成33年度が、前回の資料ですと、527,500人でした。今回が532,257人ということで、約4,000人程度、全体としては減っていくんですけども、最終的に33年度の人口を見ると前回の予測よりは4,000人程度増加しております。この辺が前回と違うところでございます。

続きまして38ページの総排出量の予測のところでございます。①第2次計画の取り組みを継続した場合ということで、記載がありますけれども、ここら辺は前回の部会で総排出量の予測の部分についていくつかご意見が出ました。例えば、やはりこのままではごみがゼロに近くなってしまうのではないかと、あまり無理な数字を出してもいかなものかと、単身者が増えるんじゃないかと、さまざまな意見がございましたので、文章を幾つか追加しております。①の2段落目です。なお、今後は高齢化や単身世帯の増加、生活様式の変化等によりごみの排出傾向や組成が変化することが懸念されますが、上記施策や普及啓発に力を入れてごみ減量を推進していくこととします。また、定期的にごみの組成調査や関連データの収集を行い、数値目標の点検・評価をしていきますということで、この部分が、前回のいろいろなご意見を踏まえた上で新たに加えさせていただいたものでございます。

続きまして39ページをご覧いただきたいと思っております。今回、これが差し替えとさせていただいた部分でございます。お手元の差し替えという資料をご覧いただきたいと思っておりますけれども、前回の骨子案のところでは差し替えの方の資料を見ていただきますと、平成22年度のところで、骨子案のところでは177,969トンだったんですけども、今回は177,974トンということで数字

を出させていただきました。あと、表記の仕方を幾つか変えております。まず、グラフ的にはだんだんごみの排出量が落ち込んでいくんですが、下の表のところに、総ごみ量（トン）として、これが数値的に変わっているところがございます。総ごみ量（トン）の平成 22 年度の部分です。これが少し数字が動いているところです。※4 ということで、新たに書き込みまして、それについては下の方に、総ごみ量というのは、年間ごみ・資源排出量（※2）と持込ごみ量（※3）の合計ですということで少し説明を追加させていただきました。

具体的にどういうことかという、これが裏のページにあります補足というところになります。まず、1 人 1 日あたりごみ・資源排出量について算出しました。これについてはこの文章を読み上げますけれども、1 人 1 日あたりごみ・資源排出量は、平成 14 年度から 22 年度までの実績をもとに、最小二乗法による関数式の当てはめにより推計しましたということで、※に最小二乗法とはということで解説が書いてありますけれども、実績の各年度において、実績値とモデル式に当てはめて算出した推計値との隔たりの合計が、最小になるようにモデル式の係数を定める方法です。この方法によるごみ量推計は、旧厚生省のごみ処理基本計画策定指針の時代から採用されていますということで、ここら辺、見ていただきますと、今回ここに出てきた数字というのは、旧厚生省時代の指針に基づいた計算式を使っているということで、信頼性があるのかなということと、やはり、最小二乗法につきましても実際にモデル式に当てはめて算出した推計値と隔たりの合計がなるべく最少になるようにというところが今回の数字でございますので、それなりの信頼性はあると思っております。

また、持込ごみ量を下の方に記載しておりますけれども、同じく最小二乗法に当てはめて推計しました。ここら辺が、根拠になって 39 ページの差し替え用の資料が出来上がっているということになります。

続きまして、40 ページのところをご説明させていただきます。40 ページに②第 3 次計画でリサイクルの取り組みを強化した場合と記載してありますけれども、ここについては、前回、リサイクルの取り組みじゃないんですかというようなご指摘がありましたので明確に記載させていただきました。前回は第 3 次計画で取り組みを強化した場合となっていたのですけれども、リサイクルという表記をさせていただきました。

ここは、少し読み上げますと、数値目標の設定にあたり、重点施策の中でも特に効果の大きい廃プラスチック及び紙類の資源化について、以下のシナリオを設定しましたということで、このシナリオは非常に重要な部分ですので、読み上げさせていただきます。まず a 中間目標年次（平成 27 年度）までのシナリオです。トレイ・ボトル類の集積所収集を開始し、発生量の 70%を資源とするということで、あくまで集積所回収をスタートさせるということでございます。また、雑がみ等リサイクル可能な紙類の分別を徹底し、発生量の 80%を資源とするということでございます。下に解説が書いてありますけれども、平成 27 年度の総排出量は、前項で算定した 163,874 トンを用います。ごみの組成比率は変化しないものとして、平成 22 年度ごみ排出実態調査の組成分析の結果を用いて、上記シナリオに基づくごみ処理フローを算定しましたということで、実際に表 5-3 にリサイクルの取り組みを強化した場合の目標数値変化という表でまとめさせていただきました。総排出量は変化しないという前提で計算させていただきましたけれども、ごみの減量率（平成 16 年度比）、取り組みを強化しない場合、このままということです。それでいけば減

量率は 18.3%、リサイクル率は 19.5%です。ただ、取り組みを実際に強化するとごみの減量率が 23.9%、5.6 ポイントの増加、リサイクル率については 25.1%ということで、同じく 5.6 ポイントの増加という形になります。これが 27 年度までのシナリオです。

それでは、最終目標年次までのシナリオについてご説明いたします。トレイ・ボトル類の集積所収集をさらに進め、発生量の 80%を資源とするということで、70%から 80%ということで、10%増加させていただいています。雑がみ等リサイクル可能な紙類の分別をさらに進め、発生量の 90%ということで、27 年度が 80%、33 年度は 90%というふうにさせていただきました。それについての目標数値の変化が表 5-4 に書いてありますけれども、ごみ減量率が、平成 33 年度には 32.5%、リサイクル率が 27.7%に、強化した場合はなりますというような形で算出させていただきました。

それについて、41 ページ、42 ページが具体的なフロー図になっております。前回は 42 ページの部分の強化した場合の取り組みの記載だけでございました。やはり、施策の前後で効果をわかるようにしたいんじゃないかというご意見がありましたので、まず、取り組みを継続した場合ということで図 5-5、取り組みを強化した場合は図 5-6 ということで、41 ページと 42 ページが、継続した場合だとこうなりますよ、強化した場合ならこうなりますよということで、先ほどご説明した表 5-3 が結果のまとめでございます。

続きまして、それが 33 年度はどうなるのかというのが 43 ページと 44 ページに書かせていただきました。図 5-7 は第 2 次計画の取り組みを継続した場合、現状でいくと 33 年度にはこうなります。図 5-8 は、強化した場合には 33 年度にこうなりますということで、これも先ほど説明したとおりでございます。ここら辺はまた後ほど細かく見ていただきたいと思います。

続きましてまとめの部分でございます。45 ページになります。まとめとして、表 5-9 にごみ減量・資源化の数値目標として、総排出量の削減率が 16 年度比で平成 27 年度が 17.1%削減です。ごみの減量率が 16 年度比で 23.9%削減です。リサイクル率が 25%です。同じように平成 33 年度を見ますと、総排出量削減率が 23.8%削減、ごみの減量率が 32.5%削減、リサイクル率が約 28%になるというものでございます。そこら辺につきましては数値目標のグラフが図 5-10 に記載されております。また後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして 46 ページに移ります。46 ページからは、基本理念、達成目標と基本方針というのがございます。また、裏面の 47 ページには、6 つの基本方針というのがございます。ここら辺につきましては、これまでの説明とかなり重複しますので省略させていただきます。

では、重点施策がどうなっているかということで、47 ページ以降に重点施策が記載されております。これについても前回とやや重複しますが、幾つか説明させていただきますと、(4) 重点施策として、まず、プラスチック類の資源化の推進として、48 ページに重点施策で、囲み込みで記載させていただいております。これも何度かご説明しておりますけれども、重点施策 1：トレイ・ボトル類を集積所収集の分別対象品目に追加として、まずは区民にとって分別の方法等が比較的に分かりやすい、プラスチック製容器包装（例：トレイ・ボトル等）について現行の拠点回収を維持しつつ、集積所収集における新たな分別対象品目に追加するというものでございます。

続きまして、2) 家庭ごみ有料化についての調査・検討もこの囲み込みを読み上げさせていた

だきますと、家庭ごみ有料化はごみ減量に関する施策を全て行った上で、なお計画の数値目標の達成が困難な場合等に、ごみ減量を目的として取り組みの是非について判断する最終手段と捉え、今後も引き続き調査・検討を行っていくというものでございます。3) 新たなごみ減量施策の推進としては、49 ページに重点施策3：生ごみの減量・資源化施策の推進については、以下の施策展開により、生ごみの減量・資源化を進めていきますということで、家庭内での水切り、コンポスト容器等による家庭内処理の促進、地域・学校等と連携した「小さな循環づくり」の可能性の追求ということで、以下、紙類資源化施策、販売店と連携した施策、また、50 ページの地域単位・居住単位の取り組みについては記載のとおりです。

また、51 ページには事業系ごみ対策として重点施策7、リサイクルプラザを拠点とした取り組み等として重点施策8と記載がありますけれども、これについても説明は省略させていただきます。

51 ページの下の段のまとめでございます。ここについてはいつも読み上げますが、確認のため同じようにさせていただきます。以上の重点施策をまとめて目指す方向性を示すと、図 5-11 のとおりになります。主要課題に対する重要施策のうち、プラスチックや雑がみの資源化、及び事業系ごみ対策の推進は、ごみ減量及びリサイクル率の向上に大きく寄与する施策であり、これらの施策の組み合わせによりリサイクル率等の目標達成も可能と考えられます。また、新たなごみ減量施策については、生ごみの減量・資源化や販売店との連携、地域単位・居住単位の取り組み等を取り上げましたが、これらはごみ減量やリサイクル効果もさることながら、区民の生活様式や事業者の事業活動様式の変革及び各主体間の連携を築くことにより、循環型社会づくりにも寄与する取り組みといえます。家庭ごみ有料化については、まずは多様なリサイクル施策の拡大・推進とともに、区民・事業者等への普及啓発を十分に行っていくことを優先した上で、計画の目標達成が困難な場合等に、ごみ減量を目的として取り組みの是非を判断する最終手段と位置づけました。すべての取り組みに共通することは、区民や事業者等に対してあらゆる場面で、必要な情報を提供する普及啓発体制の充実が重要ということですのでというふうにまとめさせていただきました。

それでは、具体的なごみ処理基本計画の内容について前回記載のなかった部分をかなり書き込まさせていただきましたので、53 ページを引き続き説明させていただきます。

ごみ処理基本計画とありますが、(1) が普及啓発計画になっておりますけれども、以下、(6) までありまして、(6) が運営管理計画ということで、6つの計画がございますのでずっと見ていきます。

まず、(1) 普及啓発計画の1) 具体的な施策としては、普及啓発の施策としては、①から⑧まで記載しております。①が「板橋かたつむり運動」の展開、②がこどものころからの環境教育の充実ということで、以下記載のとおりで、前期中に実施する重点施策としては、重点施策8のリサイクルプラザを拠点とした取り組み等の推進というふうに挙げさせていただきました。

ここから、施策の詳細として、前回の資料は箇条書きで施策を記載してきたのですが、もう少し具体的にというご指摘もありましたので、施策の説明を新たに囲い込みとして記載しました。この囲い込みの部分は、今回すべて新たに記載させていただいたものです。ただ、「板橋かたつむり運動」は前回後ろの方にあっただけですけども、やはり重要なものだろうということで、一

番前に持ってきました。「板橋かたつむり運動」の展開として囲い込みを読み上げますと、「板橋かたつむり運動」をすべての普及啓発活動を包括するものと位置づけ、イベント等のあらゆる普及啓発場面で周知していきますということです。もう少し細かい内容を見ますと、「かたつむりのおやくそく」の標語を活用し、こどもから大人までごみ減量・リサイクルに関する共通言語として推進、「板橋かたつむり運動」を周知するための手段として、歌や踊り、かるた等を作成というふうに書かせていただきました。

②としてはこどものころからの環境教育の充実としては、囲い込みの中には、未来を担うこどもたちが、ごみ問題やリサイクルに配慮した生活のありかたについて、「出前講座」等を通じて体験しながら学べるように環境整備をしていきますということです。

ここで、若干前回の資料に付け加えたものとしては、54 ページの③のところの、この囲い込みは今回初めて皆さんにご覧いただいたのですけれども、○が5個ありまして、5番目に改めて記載した内容としては、上記活動参加者に対して積極的に情報提供を行い、定期的に環境学習への参加の機会を提供すること等、継続的にフォローアップを行うことで活動を支援ということで、リサイクルプラザや各地区を拠点としてというところで新たな記載をさせていただきました。あと、④コミュニティーミーティングの推進です。下が④になっていますけれども⑤の間違いです。これは直させていただきます。

あと、ここら辺は前回と同じでして、55 ページにリサイクル推進員との協働という項目があります。この囲い込みも新たな記載なんですけど、4番目の○に新たな内容を記載させていただきました。公共施設にコンポスト容器を設置して、リサイクル推進員を主体とした団体が利用する「地域コンポスト事業」を実施ということで、ここら辺は前回資料には記載がございませんでした。

続きまして、発生抑制計画、56 ページをご覧いただきたいと思います。ここら辺は、囲い込みの部分ですが、一つ二つ確認しますけれども、まず、2)の施策の詳細ということで、①発生抑制に関する普及啓発の実施としては「板橋かたつむり運動」を軸に、ごみの少ないライフスタイルへの転換に向けた普及啓発を進めていきます。②として簡易包装の推進としてごみの少ないライフスタイルへの第一歩として、販売店や商店街等と協力してマイバッグや簡易包装の普及を進めますとして、そこに新たに前回の記載に加えたのが、具体的な施策を○で5つほど書かれていますけれども、5番目に、過剰包装の抑制を促進するための新たな仕組み（レジ袋有料化・協定書等）の検討ということで、ここは改めて加えさせていただいた部分でございます。

59 ページは(3)再利用促進計画でございます。1)具体的な施策としては、①から⑩までございます。①が生ごみ減量化、資源化の促進、②が資源分別回収の推進、以下⑩まで記載のとおりになっておりまして、このように改めて囲い込みの記載をさせていただきました。

続きまして62 ページをご覧いただきたいと思います。62 ページが収集運搬計画の部分でございます。ここについても囲い込みの部分は今回改めて文章化させていただいたものですが、特に前回無かった部分としては、ここでは説明は省略させていただきます、64 ページの処理処分計画のところをご覧いただきたいと思います。処理処分計画も具体的な施策としては①から④までありますけれども、この④は今回改めて記載させていただいたものです。レアメタル回収等の調査・研究として、囲い込みには国がこの分野の取り組みを強化する方向を打ち出しているため、東京都や他区とも連携し、資源回収方策の調査・研究を進めますということで、東京都や他区と

も連携し、小型家電等に含まれるレアメタル・レアアース等の資源回収方策の調査・研究を実施というふうに今回ここで改めて記載したものでございます。

続きまして、65 ページの（6）運営管理計画につきましては囲い込みの部分は記載のとおりでございますので後ほど確認していただきたいと思えます。

最後になりますけれども、67 ページでございます。今回はこの部分は記載がございませんでしたので簡単に説明させていただきます。第 6 章生活排水処理基本計画として、1 生活排水処理の現状ということで、（1）生活排水処理形態別人口として、これは表 6-1 を見ていただくとわかりやすいと思えます。まず、計画処理区域内人口、いわゆる板橋区内の人口が、記載のとおり 535,759 人で、その中に下水道を使っている人口が 535,597 人です。公共下水道の利用率は 99.97%ということで、そこに該当しない方というのは浄化槽を設置している方が 11 世帯、その内、合併浄化槽が 10 基、単独浄化槽が 1 基ということです。それ以外に、浄化槽ではなくくみ取りが 61 戸あるというふうになっております。板橋区ではほぼ 100%普及はしていますが、わずかではありますけれども、浄化槽であったりくみ取り式を活用している方がまだ残っているということでございます。

（2）生活排水の処理主体でございます。これについては表 6-2 にし尿、浄化槽汚でい等の処理主体として書いてあります。まず、家庭系として、くみ取りし尿の収集運搬は区がやりますよということでございます。浄化槽汚でいは許可業者、一般廃棄物収集運搬業者が行って、処理処分は清掃一組、東京 23 区清掃一部事務組合が行うということでございます。

事業系のものにつきましては、事業系し尿もしくはし尿混じりのビルピット汚でいは、いずれにせよ許可業者にやっていただくもので、処理処分については許可業者であったり、清掃一組であったりということになっております。

では、生活排水処理基本計画はどう考えるのかということでございますが、それについては 68 ページに（1）から（4）までございます。まず、（1）生活排水の処理方針としては、やはり、下水道の使用率 100%を目指します。（2）浄化槽の適正管理、（3）し尿の収集運搬及び処分、ここら辺は現状と変わらずやっていくということでございます。あと、（4）事業者責任の徹底として、事業活動に伴って排出されるビルピット汚泥及び仮設便所のし尿については、事業者の自己処理責任の徹底を図りますというような形で、67、68 ページについては、今回皆様に初めてお示しするものでございます。以上でございます。

石垣部会長：

ありがとうございました。今、この第 3 次一般廃棄物処理基本計画素案ということで、皆さまのご意見を踏まえて、相当の追記なりデータの精査なりということで、より具体的で、私が考えるにわかりやすいものになったのではないかというふうに思っております。委員の皆様からこの素案について、今更これを覆すようなことを言われても対応できませんので、ご質問であるとかご意見であるとかということをお伺いしたいと思えます。ございましたら挙手にてよろしく願いいたします。

鈴木委員：

39 ページ、40 ページのごみ処理基本計画について確認させてください。40 ページに記載されております a としての中間目標年次（平成 27 年度）までのシナリオというのがありまして、これと b の 33 年度までのシナリオという記載があるんですけども、これ、2 つのセットで 3 次計画でのリサイクル取り組みの強化というふうに理解してよろしいんですよね。

井上清掃リサイクル課長：

そのとおりでございます。

鈴木委員：

そうですね。そうしますと、a の方は 24 年度から 27 年度までのシナリオで、b の方は 28 年度から 33 年度までということでもいいわけですよね。

井上清掃リサイクル課長：

そのとおりでございます。

鈴木委員：

そうしますと、41、42 ページでそれを比較していただいて、43、44 ページでありますけれども、44 ページの方は、この第 3 次計画でリサイクルの取り組みを強化ということは、シナリオ a とシナリオ b で強化した場合という意味で、43 ページの図 5-7 は 3 次計画の強化も何もなかった場合ということで理解していいわけですか、考え方として。

井上清掃リサイクル課長：

図 5-5 と図 5-7 は、現在の第 2 次計画の取り組みをそのまま継続した場合ということです。

鈴木委員：

そうですね。で、図 5-8 がシナリオ a を 27 年度までやって、28 年度からシナリオ b に取り組んだというのがこの図 5-8 ということでよろしいわけですね。

井上清掃リサイクル課長：

はい、そうです。

鈴木委員：

そうしますと、45 ページの図 5-10 のグラフで下がっていくというところですけども、ここで資源の欄に、27 年度と 33 年度の間に、プラ類、紙類の資源化推進というふうに記載していただいているのですが、これはこの数値に対する効果がそうだという意味合いだと思ふんですけども、この線が見にくくて、パッと見ると、27 から 33 年度の間にそういう施策をしたような意味合いに取れちゃうので、見方としては、22 から 27 年度の間にはシナリオ a があって、27 から 33

年度の間にシナリオbがあるという考えでよろしいわけですね。

井上清掃リサイクル課長：

そうです。少し見にくいので、ここはもう少しわかりやすく工夫をします。

鈴木委員：

そういう理解をしたので、確認をさせていただきました。

井上清掃リサイクル課長：

図 5-10 のところは今のご指摘を踏まえた上でもう少し工夫させていただきます。

鈴木委員：

ありがとうございました。

石垣部会長：

ほか、いかがでしょうか。

井上清掃リサイクル課長：

事務局から補足してもよろしいですか。

石垣部会長：

はい。

井上清掃リサイクル課長：

先ほどご説明すればよかったのですが、参考資料でお配りした他区の雑がみの排出方法というのがお手元にあるかと思えます。雑がみの排出については前回もかなり議論がありまして、どうやって出すのがいいんだろうということです。袋に入れて出すとか、縛って出すというお話がありましたけれども、他区の対応状況を調べさせていただきました。板橋区でもしやるときにはどういうふうにするかというのは、もちろん今後検討しなくてはいけないのですが、少なくとも他区がどうなっているかを見ますと、千代田区はひもで縛って出すということです。中央区、港区も同じです。新宿区ではひもで縛って小さい紙は雑誌の間に挟んで出すとか、いろいろあるのかなと思っております。こんなふうな現状になっておりまして、近くの練馬区は 20 番目にあります。雑誌などに挟むか紙袋に入れて出すということで、紙袋派ということで、何がいいということはないと思うのですが、実際にもしやるとなれば、やはり、協力していただける事業者の方、実際に回収する事業者の方とよく相談しなくちゃいけませんし、実際に排出する区民の皆様の利便性もある程度考えながら、この資料を参考に考えていく必要があるかなと思っております。以上です。

石垣部会長：

ありがとうございます。

今ご説明いただいた内容というのは、この素案の中に反映されてくるものなのか、おそらく、雑がみの回収の方法とか区分というものはっきりとは決められていないと思いますので、こういうのを踏まえてこれから決めますということですか。

井上清掃リサイクル課長：

こういったものを踏まえた上で、今後決めていくということです。今すぐ決めるのはかなり難しいのかなと思います。実際に回収する方とも相談しなくてはいけないと思っております。

小泉委員：

ただ、文章上は、紙袋で出すってなってると思うんですけども。

井上清掃リサイクル課長：

失礼しました。

49 ページの真ん中のところに、文章的には、しかしのところの真ん中辺りにそのため、雑がみについて例を示した上で、紙袋にまとめて排出するといった方法を導入して周知すること等によりですから、ここではっきり紙袋にまとめるというところまでは、書いてありますが、決まったというやや誤解を与えるので、どのようにするかについてはもう少し検討します。表記方法について工夫させていただきたいと思います。

石垣部会長：

今はひもで縛ってるけど、それをもう少し、みんなが排出しやすい、分別しやすいような方法に変えるということで書かれたのですか。

井上清掃リサイクル課長：

そうです。

石垣部会長：

全体を通して、細かいところでも気になったことがあれば、ぜひお願いします。これは最後の清掃・リサイクル部会となりますので。

小泉委員：

6章の部分では、最後に生活排水を付け加えていただいたので、浄化槽だけではない部分もあると思うので、その点検も定期的にはやった方が、浄化槽以外でないのかあるのか定かではないですけども、ディスポーザーみたいなものも一般廃棄物だと思うので、あれはたしか1年に1回抜かなくちゃいけないのではないのかなと思うんですけども、汚泥の方は。

井上清掃リサイクル課長：

ディスポーザーをマンションで付けていて、マンションの地下にその処理装置を持っているようなケースですか。

小泉委員：

処理層を多分持って、上水だけなげてるんだと思うんです。あれはたぶん浄化槽と一緒に、年に1回ぐらいは最低掃除しないとまずいのかなと思います。

井上清掃リサイクル課長：

私もそういう認識はありますけれども、現状をもう一度よく把握して、浄化槽の管理の指導をどこまでやっているかも含めて検討します。

小泉委員：

当然、1年に1回というのは間違っているのかもしれないので、そこら辺はあやふやですけれども、ただ、下水法上では、清掃しなくちゃならないはずです。

井上清掃リサイクル課長：

清掃は1年に1回は絶対やらなくちゃいけないと思うんですが、確認の上、どこまで書くかはまた考えますけれども、そういう実態があるということ踏まえた上で記載は工夫させていただきたいと思います。

石垣部会長：

前回の第2次のものとは比べても生活排水処理の部分はかなり少なくなったという気はするんですが、これは全体として、一般廃棄物の管理という中で対象にする部分がどんどん減ってきているということで、扱いとしても少しずつ減ってきているということですかね。前回は5～6ページにわたって書いていたように思います。

井上清掃リサイクル課長：

そうですね。前回は、72ページから76ページまで、5ページにわたって、内容的には、前回は推移なんかが載ってたんですけども、今回、浄化槽のし尿等の排出ですか、幾つか記載を今回はやめているところがあります。絞り込んだわけです。

石垣部会長：

さほど問題はないと思いますけれども、逆に、例えば前回、単独浄化槽が135基もあったのが今回は1基しかないという部分とか、かなりの改善ということもあると思いますので、おそらくそれは、第3章でしたか、一般廃棄物処理の現状というところに沿革があったと思いますけれども、ペットボトルの集積所回収であるとか、サーマルリサイクルの実施であるとか、そういうところと踏まえて、単独浄化槽の基数も減少しているというふうにかかれてもいいのかなというふ

うに思います。

井上清掃リサイクル課長：

14 ページのところに書き込むのがいいのか、それとも、6 章の方に改めて書き込むのがいいのか検討します。ただ、部会長がおっしゃるように、浄化槽が 1 基あるよと言われるより、前回の計画では何基だったのが何基になりましたというように書いた方が現実感があると思いますので、そこら辺は工夫させていただきたいと思います。

鈴木委員：

関連することよろしいですか。

石垣部会長：

はい。どうぞ。

鈴木委員：

今の 6 章の件ですけれども、浄化槽を設置されているのが 11 基で、くみ取りが 61 戸という数字になってきているわけなので、これに関しては、くみ取り 0.03% というものに対して、施策として方針を設定するというのではなくて、むしろこれは行政として改善してしまう。さらに次のステップとして別の施策を展開するというぐらいにしないと、0.03% の未設置の方に対して、新たに章立てをして目標を目指すというのは、区民としては別のことをしてほしいなという気持ちはあるんです。下水道の普及率が 100% になった時点がかなり前の段階なわけですし、そういう中で、まだくみ取りが残されているのは、いろいろな事情はあるでしょうけれども、むしろ今後は、一步踏み込んで区としてはくみ取りは禁止だとか、浄化槽は禁止という方針を打ち出して、その次のステップにどんどん進んでほしいなと思います。

井上清掃リサイクル課長：

浄化槽もくみ取りも含めて、くみ取りの場合はいろいろ事情があって、最近あったケースですと、土地の権利関係とか私道の権利関係で、近くまで本管はきてるんだけどつなげないという事情があって、確かに、衛生的な管理だとか考えれば、100% 普及というのが、これは目指すべきものだと思うのですが、それぞれの事情の中で、つなげたくてもつなげないという人がいるやに、こちらは把握しておりますので、禁止とかそこら辺までは難しいと思うんですけれども、できるだけ、1 軒でも下水道につないでいただく方向に持っていくべきだと思っています。ただ、どうしてもできないような事情が何件かはあるものですから、そこら辺が難しいところです。

鈴木委員：

浄化槽の方のは、それが 100% を目指すことは施策としては完了しているというふうな意識にあるんです。今おっしゃったように、限りなくイレギュラーな状況に対して項目立てをするのではなくて、この件は解決済みというところから次のステップに入っていただきたいと思います。

井上清掃リサイクル課長：

ここら辺は私どもの数値では、予算的な面があって、事業経費がかかっているんです。ですから、どうしても項目立てを、役人の考え方というのは、かかっている経費ですから出さなくてはいけない部分があります。

小泉委員：

単独というのはなるべくやめた方がよろしいと思うんです。

石垣部会長：

そうですね。くみ取りと合併浄化槽については別に法律を犯しているわけではないので、禁止ということはできないと思うんです。

小泉委員：

そこをなるべく解消していく方向で、区としても取り組まざるを得ないというのはあたりまえの部分で、それを1基しかないからやめちゃえというのは乱暴な部分があると思うので、それはなるべく、助成がいいのか指導だけでいいのかというのは別にしても、合併か本管につないでもらうという施策はしていくのが重要だと思うんです。くみ取りだって61戸しかないけど、いろいろな事情で、合併しかできないところもないと思うんです。実際は本管につなげるんだけど、単独から合併にしか変更ができなかったというのも、それはそれなりに、土地関係とか権利の問題とかいろいろな部分でできないと思うので、それは認めながらも、なるべく浄化槽か下水につなげてくださいというのはやらなくてはいけない指導だと思うんです。お金がかかるからやめるんじゃないで、方向性としては、お金を出すかどうかは別にしても、区の姿勢とすれば、打ち出して本管、下水道の合併というのを目指していくというのは大事な部分だと思います。

石垣部会長：

重要なことは、一般廃棄物処理基本計画の中で、少なくともまだ、浄化槽なりし尿なりの処理を区がやっている以上は、これを省くことはできない話なので、書くべきことだとは思っています。ただ、鈴木さんがおっしゃるように、これ以上区として積極的にこの部分で何かをするというステージではないということも確実だと思います。今の書き方は、どちらかというと、現状だけを淡々と書いているので、これがどうなのかわからない。鈴木さんのおっしゃるように、問題としてはほぼ解決したステージなんだよということがこれだけだと読み取れない部分があるので、そういう書き方にされればいいのかと思います。ただ、区民サービスとして、これを放棄するのではなくて、もちろんきちんと責任を持ってやっております。あるいはやっていきますという中で、先ほどおっしゃったように、単独浄化槽の基数としては激減しているし、くみ取りの戸数も半分ぐらいになっているというような形で、責任を持って区としてはこの処理もしていくし、下水道利用率100%を目指すということが本当にいいことかどうか分かりませんが、少なくともこの部分の管理というのは責任を持ってやりますということです。それに関連して先ほどのビル管理の話も入ってくると思うんですけれども、そういうことを書かれればいいのかと思います。

井上清掃リサイクル課長：

ありがとうございます。その辺を踏まえて記載について十分考えさせていただきたいと思いません。

石垣部会長：

新しい内容に、どうしても6章に話が集中するところもあるんですけども、以前の5章までのところで、これまでに皆さんがご指摘になられた内容というのは、私が思う限りは結構入ってるんじゃないかなと思うんですけども、自分の言ったことがしっかり反映されていないというようなことがありましたら、ぜひご指摘をお願いしたいと思います。

内野委員：

25 ページの排出抑制・リサイクルの取り組みということで、家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入助成というのは、表で実績が出てるんですけども、その下の集団回収への支援というところ、板橋区は集団回収がかなり進んでいるということを知っていますけれども、これが年次別にどれぐらい団体が増えていっているのかというのを表に出していただければ、もっとこれは増やさないといけないんじゃないとか、そういうことも見えてくるんじゃないかなという気がしていて、実績の表を入れていただければいいかなという気がしています。

井上清掃リサイクル課長：

ご指摘の点について、年次別の推移がわかるような形で記載させていただきたいと思えます。

内野委員：

なぜかという、集団回収での資源回収というのが横ばいになっていますよね。そういう意味では、ここをもっと増やしていった方が資源の回収としては効率が上がっていくのではないのかなという気もしないではないので、表の実績として必要な気がします。

井上清掃リサイクル課長：

どうもありがとうございます。ここら辺は記載である程度わかるようにさせていただきたいと思えます。

石垣部会長：

差し替えの表を見せていただくと、数字自体に別段、予測自体に別段意義があるわけではないですが、表の部分ですね、年間ごみ・資源排出量というのが※2として書いてあって、持ち込みごみというのが※3ですね。これは、家庭の分と事業系の部分と分けられる意識で書かれているのかなと予想するのですが、一方で、40 ページですと、数値目標というのが書いていますね。これという総排出量というのは、※2と※3の合計ということですよ。

井上清掃リサイクル課長：

そうです。

石垣部会長：

それから、その下に書いてあるごみの減量率というのは、※2の内の年間ごみと持込ごみの合計ですよ。

井上清掃リサイクル課長：

そのとおりです。

石垣部会長：

それで、年間ごみ、資源、持込ごみという3つがあって、総排出量、ごみの減量率ということで、数字が、これはまた誤解を招きはしないかとか、そういうことを心配するんです。数値目標というか、そこに書いてある、いわゆるごみの減量、総排出量というのと、将来予測をベースにして話をしていますので、これはいったいどれに相当するんだということが、この分け方だと混乱はしないかなということも少し心配しています。

井上清掃リサイクル課長：

下の表が、大きく分けると1人1日あたりのごみ・資源排出量があって、年間ごみ・資源排出量があって、持込ごみがあります。グラフになっているのは、右側の総ごみ量だけなので、そこから辺の誤解が起きるのではないかということです。

石垣部会長：

そうですね。例えば、総排出量、総ごみ量はいいいんです。総排出量の削減割合と数値目標と、そのままの数字ですよ。その下の段の、ごみの減量率となったら、真ん中の年間ごみと持ち込み量の減量率ということになるわけですかね。それが対応していないというのは、若干見にくいと思います。では、その分けた意図が、生活系、事業系ということで分けられているのであれば、分けられた意図というのがこの文章の中にもあまり反映されていないということです。せっかく分けてこれを出したんだったら、それぞれの取り組みの数字と連携させて書けばいいし、そうでもないんだったら、数値目標で使っているような数字とうまく連携したというか、その数字の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

井上清掃リサイクル課長：

その辺はどうするかについてはもう一度こちらで検討します。

石垣部会長：

よろしく申し上げます。ほか、どうでしょう、皆様。

特に後半の部分、重点施策であるとか、その次、47ページから重点施策ですね。それから、53

ページからは基本計画ということで、それぞれの施策の詳細ということも書いていただいています。それから、たぶん前回あったと思うんですが、それぞれの施策と、いわゆる重点施策との対応表みたいなものも付けていただいて、重点施策とそれを実施するための具体的な施策の関係性というのもよくわかるようになっていないかなと思います。ただ、たくさんの施策が書かれていますので、ぜひ皆さん、抜け落ちであるとかがないかご確認いただければと思います。

手島委員：

56 ページの発生抑制計画の中の1)の⑩長寿命製品の普及と修理体制の拡充、これはものすごく大切だと思うんですけど、長寿命製品というのは区で作れるわけじゃないですし、これはそういうことを業者に依頼しなくてはなりません。それから、やはり修理体制ができていないし、修理できる職人さんの数が著しく減少しているというのが私の感想なんですけど、この辺はどういうふうに対応なさるのでしょうか。

井上清掃リサイクル課長：

そこら辺は 58 ページにもう少し記載がありますよね。長寿製品の製造販売という部分は、民間の方であれば、おそらくわれわれがそんなに言わずにも、民間の方でもそれなりの経営方針の中で取り組んでいただけるのかなと思っております。

修理体制につきましては、例えば、まちの電気屋さん等、板橋区のエコショップなんかで指定されているところで、そういった品物の修理をやっていますというようなことを申し出ている方もいますので、実際にそういったまちなかで修理なんかをしている方を募ってエコショップの中に入れていただくとか、そういうことが実際には行う必要があるのかなと思ってます。実際に、リサイクルハンドブックを見た時に、修理をやっている方がわかるような形で記載できればいいなとは思っています。

手島委員：

電気製品については、だいたいの電気さんは、修理をするより買った方が安いですよと言います。そういう流れに世間はなっていると思うんです。量販店のディスカウントショップもありますしね。ですから、どんどん捨てて新しく買うということが今の流れになっていますけれども、やはりそれはもったいないと思っている人も実際にあります。だけれども、本当に電気製品に限定して言えば、直せる人はごくわずかです。どんどん減っています。それからあとは、家庭用の工具の、のこぎりの目立ての人もいなくなってしまうですし、その辺のところの修理できる人たちの、単に、申し出ただいてハンドブックに載せるだけではなくて、職人さんの、これは環境とは違いますと言われるかもわかりませんが、職人さんの養成というものが重要なんじゃないかと思えます。例えば電気製品にしても、8年なり10年経ったら部品がありません。でも、ちょっと前の電気屋さんだったら、無い部品を作ってくれました。手でできものなら。オイルとかそんなようなものです。そういうものの、ノウハウの伝承というのか、そういうものももう少し板橋区として力を入れていただいたならば、安易に買い替えるのではなく、もう少し長く使えるのではないかと思います。電気製品のみならず、そのように思っております。

内田委員：

自治体が推奨するんじゃないくて、自治体として、修理機関とか教育をしろということですか。

手島委員：

いや、今、自治体としてはそれほどのお金もかけられませんけれども、何か対策をとということです。

小泉委員：

たぶん、言われているのは、包丁とかそういうのはどこか掲示してあるといいと思うんです。ただ、家電製品というのは、今はコンピュータ化が多いので、逆に言うとコンピューターを替えないと直らないというので、まちの電気屋さんで直せないというのは、売り主じゃないとコンピューター持ってないので、結局そうすると、コンピューターなので、やはりどうしても買い替えた方が安いとかそういうのになってきちゃうので、必然的にそういう流れになってきちゃうということです。まちの電気さんがコンピューターなんか持ってるわけないですから。診断もコンピューター診断なので、全部がそうになってきちゃってるので、理想はそうなんだけど、家電とかそういうのは難しいのかなと思います。逆に言えば、ほかの部分で言われるとおり、まちの大工さんとかそういう応用でこういうのを簡単に直せますとというのは、区で広報しても広報費ぐらいなので、何かのところで載せるとかそういうのはできるのかもしれないんですけど、ただ、電気屋は正直言って難しいのかなという部分はあります。

内田委員：

私も情報だけだと思います。

小泉委員：

でも、そういうことを言われてるんだと思うんです。

手島委員：

それは確かに、長寿製品の普及というところではそうかもわかりませんが、修理体制の充実というところはもうちょっと区が力を入れてもいいのではなかろうかと思います。これは今は、電気製品に限っての場合と、そうではない一般の、例えば、のこぎりとか、包丁を研ぐのはやってくれますけども、日常の生活の中で、これができる人がいたら捨てなくて済むのと思うような、今はのこぎりしか思い浮かばないんですけども、そういうことがたくさんありますので。例えばそういう職人さんの育成というところすごくお金かかりそうなんですけれども、お金かからないで育成についてお考えいただくということです。ただ、これ、絵に描いた餅にならないかなという気がするんですけども。

井上清掃リサイクル課長：

今の部分で、私も日常生活の中から、お役に立つ情報かどうかかわからないですが、地元の電気

屋さんは来てくれますね、うちもこのあいだ来てもらいました。あと、量販店であれば製造メーカーがそこを通して直接来るんです。私は逆に、お客様相談センターに直接電話して直したケースもあります。

手島委員：

ただしそれも、8年から10年がせいぜいです。

井上清掃リサイクル課長：

そうです。

手島委員：

それ以上は無理と言われます。

井上清掃リサイクル課長：

直せない物を直すということではなくて、一般的に壊れた場合にはまちの電気屋さんに直接お願いするか、直接家電メーカーへ電話するかしています。ただ、実際に家電メーカーが来るというのは、実際、サービスセンターみたいなのが来ますので、すぐその日になんて直せないんです。洗濯機から水が漏れたというぐらいなら電気屋さんが来るんですけど、テレビが壊れたとかというのはそちらの方の話になりますので、何日か後になっちゃうんですけど、そういうのが、しばらくテレビ見ないでもいいよという方は直す方を選ぶとか、古ければ直らないです。ですから、幾つかの方法が、現実的には電気製品にはあると思います。その中で選んでいただき、ただ、古い製品であれば、これはもう壊れて直らないというのであれば、残念ながら新しいものに買い替えていただくのかなという、今の制度的にはそうなっているのかなと思います。

手島委員：

だから、電気製品と一般の日常生活の中での修理をすれば直るものというもの、この場合は2つに分けて考えなきゃいけないと思うんです。そうすると、電気製品だけではなくて、電気製品も確かにメーカーの人が何日か経てばすぐ来ますし、例えば、ファンヒーターなんか持ち込めば1週間ぐらいで直してくれます。そうではなくて、日本の昔からあった職人さんの技術みたいなものの伝承です。

内田委員：

それ、区がやることじゃないんじゃないですか。

手島委員：

私は区だと思いますよ。それを束ねてる団体がないんです。

内田委員：

区民がやればいいんじゃないですか。

手島委員：

区民がどうやってやるんですか。

内田委員：

こういうスローガンとか宣伝があれば、具体的行動は区民がやるべきです。

手島委員：

どうやって行動をとるんですか。のこぎりの目立てはどうやって区民が行動をとるんですか。

内田委員：

例えば包丁だったら、砥石を買って来てやってみるとか。

手島委員：

包丁はいろいろなところでできます。のこぎりの目立ては誰がやるんですか。

内田委員：

それは業者を探して、頼むのは自分じゃないでしょうか。

手島委員：

いません。だから私は申し上げたいのです。

佐藤エコポリスセンター所長：

参考までに、今、電気とそれ以外の分野という話で、それ以外の分野で、エコポリスセンターなんですけれども、「現代のいかげやさん」という名称で、ボランティア団体の方をお願いして、安い料金で包丁研ぎですとか、のこぎりの目立てですとか、傘の修理ですとか、そういったことをやっています。場所柄もございまして足の便がないものですから利用率がたくさんは伸びないんですけれども、ご存じの方はよく来られまして、利用していただいているということもございまして、先ほど手島委員からお話がありましたけれども、伝承的につながってくる部分では、こういう言い方は失礼かもしれないですけれども、現役を退いた方が趣味の延長線上で、お金を稼ぐとかそういうことではなくて、皆さんの力になりたいという方が職人さんという形で来られて、今、皆さんに利用されているという現状はございます。

手島委員：

ですから、そういうことに対してもう少し力を入れていただきたいということです。

石垣部会長：

ただ、やはり、人を育成するというのはそんなに簡単なことではなくて、仮に区が力を入れてそういう人を育成したとしたら、若い人にそういう技術を叩き込んだとしたら、次には、今おっしゃったように、エコポリスセンターでは引退された方がボランティア的にやっただいていいる部分があります。ところが、区が育成したら育成しっ放しでは困るので、区が責任を持ってその人達が仕事をする場を提供しなくてはいけない、賃金を払わなくてはいけない、責任にもなってくるんです。

手島委員：

そこまでお考えになる必要ないんじゃないですか。

石垣部会長：

そこまでは区民の皆さんは責任持つ必要はないですけども、区としてはやりっ放しというわけにはいかないし、そこまで手を出すか出さないかというのは非常に難しい判断だと思います。

手島委員：

だから、例えば、今、引退なさった方がエコポリスセンターでこういうことをやりたいという人に伝承していく。その伝承を受けた人の生活まで区が面倒みなくていいんじゃないですか。ただ伝承によって、捨てなくて済む物も出てきます。

石垣部会長：

そうだと私としては便利だなと、そこで止まってしまいます。

手島委員：

違います。そこまで区民が区におんぶにだっこしないでいいんじゃないんですか。

内田委員：

おっしゃることの辻褄が合わないように思うんです。人材を育成すれば税金がそれに使われるわけです。人材の時間も使われてパワーも使われます。そうしたらその人はそれが職業になって食べていけるところまでいけばいいんですけども、鋳掛屋とか、おっしゃるような修理が職業として成り立つかどうかです。やった人もボランティアでやってるといのは大変いいことですので、ホームページで宣伝するとかそういうことでもいいと思うんです。

手島委員：

だから私が申し上げているのは、その伝承を受けた人間がボランティアでもいいんじゃないんですか。それを生業とするところまでは求めていません。

石垣部会長：

内田さんがおっしゃることも手島さんがおっしゃることもわかりますが、そういう人がなぜ減ってしまったかという現在の状況というのにも同時に考えてやらないと、それを人を育成すれば、伝承すればいいんじゃないかということでは、一時的にも私は続かないんじゃないかなと思います。

井上清掃リサイクル課長：

事務局の方からよろしいですか。おそらく、そういう話というのは区の中でもいろいろな部署が絡んでくると思うんです。例えば、技術の伝承であれば、おそらくシルバー人材センターとかそういう場所です。また、それをある程度産業的に育成というか、そんな大々的には無理でしょうけれども、そうすると、産業の育成部門だとか、いろいろな部門が絡んできますので、この一般廃棄物処理基本計画の中でそれをどこまで考えるかというのは、おそらくそういう方が育成されても、おっしゃるようにボランティア的で経済的には自活できないというようなこととなりますので、そこら辺はほかの所管課で何かやっているようなことがあれば、書き込めればいいかなと思いますけれども、現時点ではなかなかそこまで書き込めませんので、調べさせていただいて、例えば、先ほど、エコポリスセンターの方でやっているようなところも具体的に1項目でも書き込めれば少しは理解していただけるのかなと思います。

小泉委員：

私、実際にエコポリスセンターで傘を直してもらって、すぐ直してくれて、大変ありがたい、今でも使わせていただいています。

手島委員：

長くなりますからこれで打ち切りますけれども、板橋区内でもエコポリスセンターに行ける人は限られているんです。廃棄物を少なくするために、ボランティアのそういう人たちを宣伝するかというか、そういうことも必要じゃないかなと思うんです。

井上清掃リサイクル課長：

そこら辺を踏まえて、もし書き込めれば書き込むということで、ほかの所管がそういうことをやってるかどうかを含めてもう一度よく調べさせていただきます。

石垣部会長：

同じことを61ページの修理・再生事業の促進というところがありますよね。

井上清掃リサイクル課長：

はい、そうですね。ここと類似していますね。

石垣部会長：

そうなんです。私、これとかなり重複してるんじゃないかなと、最初から思っていました。聞こうかなと思ったんですけども、整理していただければと思います。

井上清掃リサイクル課長：

はい。どこまで整理できるかは分かりませんが、今のご指摘も踏まえてもう一度検討させてください。

石垣部会長：

ほかにはどうでしょうか。この部分、細かく見ていくとかなりたくさん書いてあって、気になるところがたくさんあるんじゃないかと思います。

手島委員：

それからすみません。56 ページの発生抑制計画の中の②のマイバッグ持参の普及啓発、ここの中にマイバッグがなんで普及しないのかということの調査みたいなものもどこかに入れていただけないでしょうか。

井上清掃リサイクル課長：

ここにこれも含めていろいろなことが書かれているんです。こうしようとか、こうすべきとかです。そうすると、それについては、ここだけを見るとマイバッグを普及できない現状について調査というお話ですけども、そうなりますと、やはりほかの施策にもかなり影響しますので、どこまでできるかどうかは難しいのですが、今後アンケート調査をいろいろやりますので、もしその中に盛り込めれば盛り込みたいとは思いますが、ほかの施策との兼ね合いもありますので、やりますということをご明確にお約束はできないのですが、そういうご指摘があったということをごちからで受け止めさせていただきます。

手島委員：

とてもいい制度なんですけど、なぜ普及しないのかと思います。これ、十年一日が如しでずっと続いているような気がするんです。その辺のことをお願いします。

石垣部会長：

全体的にはいかがでしょうか。それほど、それ以外に気になるというか、大きな問題というのはここには、それほどはないんじゃないかと思います。少なくとも私はさほど問題はないかと思っています。

内田委員：

区でできることと、もっと大きくやらなきゃならないことがわりに混在しているので、そういうところは悪くなければ見逃すというぐらいでいいんじゃないでしょうか。先ほどから議論され

ていますけど、耐久性の高い製品の製造販売を事業者に要請するはいいんですけど、悪いことじゃないんですけど、製品の価格とかそういうことがあってこうなっちゃってるわけです。区として要請してここへ書いて、じゃあ、何をしたのか、その効果はどうだったのかとか、そういう観点でいちいち追求していると、いいこともだんだんやりにくくなってきちゃいますよね。だから、こういうことを啓蒙するという程度で方針としてはよろしいのではないのでしょうか。私は、全体としては大変立派な案であって、具体化するにはどうしたらいいのかなと1人1人が考えていくというレベルになってるんじゃないかなと思うんです。1つ1つを一体どうするんだとか、効果があるんだというレベルじゃないように、かなり完成されているように思うんです。

手島委員：

完成されてないですよ。だからこれ、さっき、電気製品とその他のものに分けなくて混同しちゃったのでいけなかったんですけども、要するに、電気製品はもう諦めですよ。だいたい10年で終わりです。

内田委員：

電気製品じゃなくたって、お洋服とか家具とかあります。社会全体の問題に対して区ができることというのは、常識で考えれば限られているのではないかと思います。

石垣部会長：

ここだけではなくて、それ以外の部分にも、例えば、需要拡大のために国に要請をするとか、そういう文章もここにはたくさん入っています。別にそれ自身が区としてやっちゃいけないこととか悪いことではないと思います。

内田委員：

やっちゃいけないこと、いいことだと言ってるんです。

石垣部会長：

ですので、今の部分についても、書き方とか整理をきちっとしていただけるということですので、これが区として、書くべき、書かないべきというところまでは踏み込まなくてもいいかなと思います。ただ、内田さんがおっしゃったように、区がかなり、区の施策として力を入れてやる部分と、それを国に要請する、誰々に要請するとか、あるいは人材を育成するとか、そういうスタンスでのやり方という部分とで、ここで同じように箇条書きになっていますけれども、強弱というスタンスはきちっとついているんじゃないかなと私は思います。それが並んでいるので、横並びで見るとどうするということではありますけれども。

内田委員：

啓蒙するというのが多くてよろしいんじゃないかと思います。

石垣部会長：

ありがとうございます。どうでしょうか。先ほど話題提供していただいたような、いわゆるエコポリスセンターでの活動とか、そういうことを逆にここに書いて入れると、今やっていることであるとか、それをさらにどう広めていくという部分につながって、施策の具体性という意味ではよりいいものになるのではないかというふうに思います。

手島委員：

ちょっとしつこいんですけど、だから、エコポリスセンターを起点とすることはいいんです。行けない人たちのための施策も書いていただきたい。書くというと変ですけど、含めてほしいです。

井上清掃リサイクル課長：

どこまで書き込めるかどうかは非常に難しいのですが、検討させていただきたいと思います。

手島委員：

お願いします。

鈴木委員：

別の質問よろしいですか。

石垣部会長：

お願いします。

鈴木委員：

59 ページの再利用促進の件なんですけれども、項目でいうと⑧の具体的な施策という中で、資源回収業者への支援ということで、具体的には 61 ページに、回収量に応じた助成金という形での項目を書かれていらっしゃるのですけれども、一つは、その後に出てくる抜き取りの問題と絡んでくるんじゃないかと思うんですが、結局、回収業者が登録しているしていないで、例えば、抜き取っていつちゃうようなこともあるのではないかと、その辺りが、回収量に応じた助成金というの、何かその辺で、適正な人が適正に持って行ってくれないんじゃないかという、例えば、登録されていないから回収業者として加われなくて適正に回収に参加できない流れになっちゃっているところで、ある種、闇のようにして持ち去りが発生しているんじゃないかというふうにも思うんです。例えば、その辺の登録の仕方が区独自でもう少し融通性をもって枠の中に組み込んであげれば、後ろの方で述べられている抜き取りの話ももう少し絡めて解決できるのかなと思います。むしろ、回収量に応じたというのは、回収業者ではなくて地域での集団回収とかそちらの方が回収量に応じた助成金というのは当てはまるのではと思うのですけれども。

小泉委員：

ちょっと違うんですけれども、その部分で、いわゆる、相場がいいから持って行っちゃうんです。相場が悪くなったらやらなくなっちゃうので安定性がないんです。

鈴木委員：

市場にですか。

小泉委員：

回収にです。今やっている方というのは、登録すればいいのかもしれませんが。そのシステムはわからないんですけれども、基本的には市場が高いから取って行っちゃうだけであって、市況が悪くなればやめちゃうんです。ということは、誰が取りに来るかわからないということです。市場がよければずっといいです。悪くなった時に、じゃあ、明日からこの現場は来ないですというのは、それでは困るわけなんです。そのためには、安定性のためには、ある程度の決まった業者が取りに行くというのが大前提で、補助金とは別として、抜き取り業者をなくすというのは、回収を安定的にさせるという意味での部分が大前提だと思うんです。基本的には売上というものもあるのかもしれないですけど、日々の業務が行われていける中での安定性というのが、区とすれば一番大事な部分であって、市場が悪くなった時にやめちゃった、じゃあどうするのという話になったときの部分、それとこの助成というのは別の問題なんだと思います。

鈴木委員：

なるほどね。

内田委員：

前回、新聞紙の置き場を病気になるほど監視していたという話が出ていましたけれども、ごみという名前がついていても、商品価値がある場合があるわけですよね。その価格が変動しているわけですから、ごみという名前なんですけれども有価証券的な意味もあります。その時に、価格が高ければ盗難も起きるけれども、価格が下がれば本当のごみとしてみなされるということですよね。でも、安定して回収できるんじゃないんですか。

小泉委員：

そうじゃなくて、区じゃないので申し訳ないですけども、区とすれば、紙というのは価格が乱高下しなくてもある程度は資源に出さなくちゃならないものだと思うんです。そういう中で、抜き取り業者とかそういう連中というのは、市場でしか動かないから、ごみになっては区は困るんです。もしかしたら、金を付けてでも、ある程度の、新聞とかそういうのは、ごみに出すよりはリサイクルをしていかなきゃいけないと思っているのが区の姿勢で、そのために集めてるんだと思うので、市場に任せるんだったら、ちり紙交換の人たちにやってもらえばいい話なんです。

内田委員：

確かにそうです。本当のごみで使えない物でも処理にお金はかかるんですから、区からはごみとして見ればよろしいと思うんです。

井上清掃リサイクル課長：

区の立場でご説明してよろしいですか。基本的には資源はエコポリス板橋を名乗る区ですから、資源になるものはできるだけ回収していくということです。ただ、まだまだ廃プラスチックの取り組みは弱いですが、基本的には回収していくというのが区の大前提になります。ただ、紙の場合は、小泉さんがおっしゃったように乱高下していますから、価格が下がった時に、例えば集団回収の事業者が今までやってたけどやめますなんて言われてしまったら、これは非常に困るわけです。やはり、ある程度の収入を保障してあげてしっかり資源回収していただきたいわけです。ごみのフロー図を見ていただいてもわかりますように、行政回収よりも集団回収が非常に多いんです。これは区としては大変喜ばしいことで、区民の皆様の意識も高いし、回収業者の方にもご協力いただいています。ですから、現在は高いですけども、もし下がった時に、それをちゃんと保障してあげるのが区の立場だと思っております。ですから、これがごみとかあれはごみではないという議論は難しいと思いますが、資源としていかに回収していくか、これが区のスタンスだと思います。

石垣部会長：

ありがとうございます。

鈴木委員：

わかりました。ここの表現で、資源回収業者となってるから、資源回収者の方からがわかりやすいです。それはおかしいですか。

井上清掃リサイクル課長：

集団回収に協力していただいている業者の方です。

鈴木委員：

それも業者ですか。

井上清掃リサイクル課長：

そうです。わかりやすくさせていただきます。

鈴木委員：

申し訳ないです。

井上清掃リサイクル課長：

いえいえ、ありがとうございます。全然分からない人は、資源回収というのは誤解を与えるかもしれませんので、そこら辺は直させていただきます。

石垣部会長：

ありがとうございます。

立石委員：

よろしいですか。

石垣部会長：

はい。

立石委員：

もう一つなんですが、その資源回収なんですが、区もやっていますけれども、地域の学校でもやっていますね、PTAとかそういうところです。ああいうところが集めたのも、やはり資源として再利用されると思うので、やはり学校のPTAの回収という言葉を入れてはまずいんですか。

井上清掃リサイクル課長：

今ご指摘の点は、集団回収の一環に含まれている取り組みだと思います。

皆川委員：

それも一つの団体として、集団回収という中に位置づけられています。

井上清掃リサイクル課長：

学校は少ないんですけれども、実際、学校が集団回収の枠組みの中に入っています。缶が多いですかね。

立石委員：

新聞とか雑誌ですね。

井上清掃リサイクル課長：

含めてやっていただいていますので、われわれとしては大変助かっています。

石垣部会長：

この辺りの問題は最初の頃に、第1回、第2回の頃に現状として可燃ごみの中にまだ資源となれる、ポテンシャルを持った紙がたくさん含まれていて、それをきちっと資源に持つてくるためにはどういう施策を打ったらいいのかという流れでの今回の分別の方法であるとか、こういう助

成の話であるとか、一連の問題の解析からきた施策というふうにとらえられると思いますので、いろいろご意見はあるかと思いますが、ここにあるように、発生量の80%を資源とするというのは、シナリオ上は数字が出ていますけれども、ここまできるかどうかわかりませんが、それを目指すというか、そこへ持っていきけるような施策ということで、後ろには幾つか書かれています。同じように、トレイ・ボトル類の集積所回収についても、それを進めていくための施策というのが書かれているということで、一連のものだというふうに見ていただけるといいかなと思います。

ほか、よろしいですか。最後にどうしてもこれは言っておきたいという部分、ありましたらどうぞ。よろしいですか。

そうしたら、いろいろなご意見が出ましたけれども、できる限り対応していただけるというような話がいただけましたので、またそれを持ってご修正を願えればというふうに思います。この後、この素案が成案になっていくに向けてのスケジュール等について事務局の方からご説明をお願いします。

4. その他

井上清掃リサイクル課長：

本日の審議内容について、まだほかにご意見等ありましたら、11月30日水曜日までに事務局へご連絡いただきたいと思います。また、今後の流れといたしましては、本日の意見等を踏まえ、計画素案を修正した上で、12月10日土曜日から12月26日月曜日までのパブリックコメントの意見募集を行う予定です。冒頭で申し上げましたとおり、清掃・リサイクル部会は今回が最後になりますが、来年1月から3月にかけて資源環境審議会を2回開催する予定となっております。パブリックコメントで寄せられた意見等も踏まえて、最終答申、計画策定に向けて皆様にご審議いただく予定でございます。最後になりますが、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、5月からの短期間に合計6回の部会にご出席いただき誠にありがとうございました。改めてお礼を申し上げますと共に、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

5. 閉会

石垣部会長：

ありがとうございました。それではこれもちまして第6回清掃・リサイクル部会を閉会したいと思います。皆様どうも、長きにわたってご協力ありがとうございました。